



トピックス	TOP	MPD
S・A	18~22	18~22
論文	7・8	5

令状によらない捜索・差押え



検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第199条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第210条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である(刑訴法220条1項)。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。
 - 二 逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。
- 第1項の処分をするには、令状は、これを必要としない(同条3項)。

令状によらない捜索・差押えの総論

1 概要

捜査機関(検察官、検察事務官又は司法警察職員)は、**被疑者を逮捕する場合**において必要があるときは、**人の住居に入り被疑者を捜索し**、又は、**逮捕の現場で目的物の捜索・差押え若しくは検証**をすることができる(刑訴法220条1項)。この手続は、憲法35条の令状主義の例外であり、令状は必要とされていない(刑訴法220条3項)。

2 令状によらない捜索・差押えが認められる理由

逮捕場所には**被疑事実と関連する物が存在する蓋然性が極めて高く**、適法な逮捕に随伴するものである限り、**捜索差押許可状発付の要件をほとんど充足する**ばかりでなく、**逮捕者らの身体の安全を図り、証拠の散逸や破壊を防ぐ急速の必要性があるため**である。

3 処分権者

処分権者は、**逮捕行為に着手した捜査機関**に限られている。

私人が逮捕行為に着手しても、その私人が令状によらない捜索・差押えを行うことはできないよ。



4 「逮捕する場合」の意義

「逮捕する場合」とは、単なる時点よりも幅のある逮捕をする際をいう。**時間的接着性を必要とするが、逮捕着手時の前後関係は問わない**と解されている(最判昭36.6.7)。

5 「必要があるとき」の意義

令状によらない捜索・差押えは「必要があるとき」に認められる。**必要性の有無の判断は、捜査機関の裁量に委ねられるが、客観的にもその必要性が認められることを要する**(札幌高判昭58.12.26)。

令状による捜索・差押えとの違い

	令状によらない場合	令状による場合
被疑者を捜索する場合の立会い	急速を要するときは要しない	要する
夜間執行	制限がない	令状に記載が必要(裁判所の許可が必要)
上記以外の手続	刑訴法222条1項により裁判所の押収・捜索に関する規定が準用されている。	



逮捕をする場合における人の捜索

1 概要

捜査機関は、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、令状なくして人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者を捜索することができる(刑訴法220条1項1号)。



逮捕のため被疑者を捜索する必要性が認められるからだね。

2 立会いの要否

被疑者を捜索する場合、原則として、**住居主等の立会いは必要であるが、急速を要するときは、住居主等の立会いは必要ない**(刑訴法222条2項)。



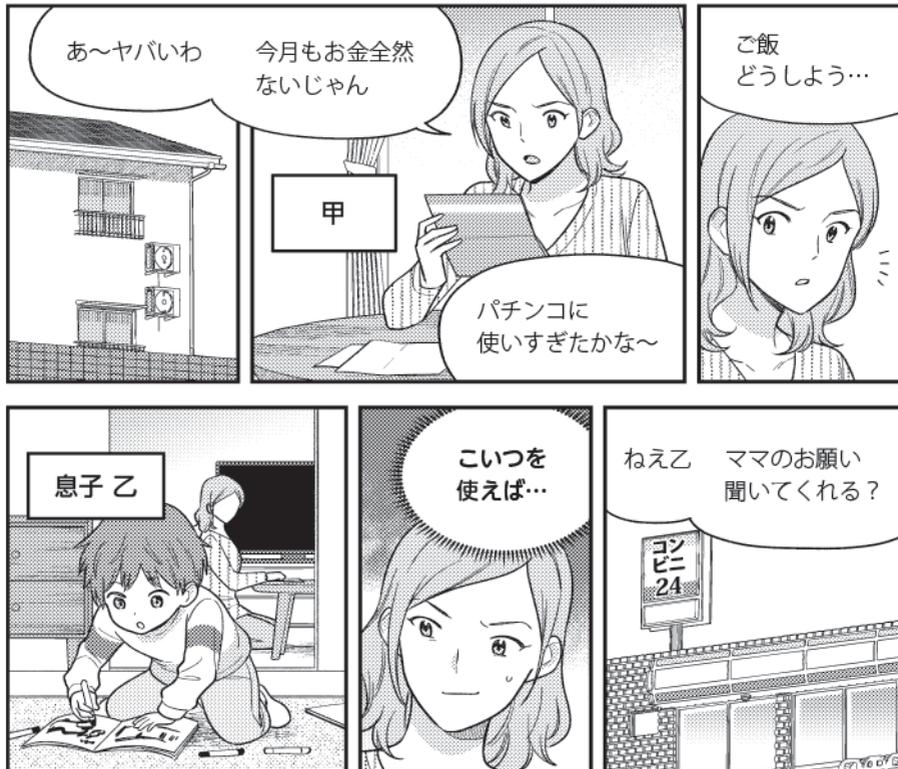
マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 4、TOP・MPDの論文 3 とリンク！

間接正犯

甲は、息子である乙(5歳)に万引きさせることを企て、コンビニエンス・ストアの駐車場において、乙に対し「いつも飲んでいる牛乳を2本持ってきて。持ってきたらお菓子をあげるよ」と指示した。乙はお菓子欲しさから、甲の指示どおり、店内から牛乳を2本持ち出し、駐車場で甲に渡したが、乙は、これが万引きであるとの認識はなかった。



問 この場合における、甲の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡